

専修学校（専門課程等）定住促進奨学金貸与制度について

公益財団法人山口県ひとつづくり財団では、将来社会に貢献しうる人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難であり、卒業後山口県内の企業等へ就職し、県内に定住したいと考えている山口県内専修学校入学者に対して、定住促進奨学金を貸与しています。

1 名称

「定住促進奨学金（専修学校専門課程・高等課程〈高校卒業者〉）」

2 概要

公益財団法人山口県ひとつづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、定住促進奨学金（専修学校専門課程・高等課程〈高校卒業者〉）を設置しており、山口県内の専修学校専門課程・高等課程（高校卒業者）で学ぶ学生で卒業後県内定住の意思がある者を対象とした奨学金です。

予約奨学生に全員入学一時金（300,000円）を貸与します。

3 対象及び資格

- (1) 保護者が山口県内に住所を有する者で、山口県内の専修学校に入学する者
- (2) 卒業後、山口県内の企業等へ就職し、県内に定住したいと考えている者
- (3) 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- (4) 日本学生支援機構やその他の団体の貸与型の奨学生でない者

4 予約奨学生奨学金の内容（貸与月額、募集期間、貸与期間）

区 分		入 学 一 時 金	貸 与 月 額	貸 与 期 間
国公立	1～3年次生	300,000円	63,000円	学校が定める 修業年限以内
私立	1～4年次生		71,000円	

5 貸与条件

山口県内の専修学校に進学し、卒業後、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のために、卒業後5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくこととなります。

なお、やむを得ず県外へ転出した場合（山口県内に定住できない場合）は、貸与金額について、**年3.0%の定住利息を含めた金額を返還すること**となります。

6 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、専修学校卒業後に継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

7 返還金の利息の取扱い

- (1) 定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。ただし、定住促進奨学金の返還期間は専修学校卒業後、半年据え置いて始まり最長20年ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。
- (2) 5年未満で県外に転出する場合は、転出した時点の返還分から年3.0%の定住利息の支払いが生じます。

定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に入学し本財団の一般奨学金を受ける学生のうち、卒業後県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

1 名称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

2 概要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

予約奨学生は一般奨学金のみの受付は行っておりません。

3 予約奨学生の奨学金貸与額（①と②を併せた額）

① 入学一時金（300,000円）

② 一般奨学金貸与月額に定住促進奨学金貸与月額（20,000円）を加えた金額

4 貸与条件

大学卒業後（上級学校へ進学し返還猶予した者は猶予満了後。以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のために、卒業後5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくことになります。

なお、やむを得ず県外へ転出した場合（山口県内に定住できない場合）は、入学一時金及び定住促進貸与金として上乗せして貸与した金額について、**年3.0%の定住利息を含めた金額を返還することになります。**

5 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後に継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

6 返還金の利息の取扱い

(1) 定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。ただし、定住促進奨学金を含む奨学金の返還期間は大学卒業後、半年据え置いて始まりますが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。

(2) 5年未満で県外に転出する場合は、転出した時点の返還分から年3.0%の定住利息の支払いが生じます。